

1. 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象業種の拡充について

要 旨

県内の対象業種に正規雇用された方に対し、県では奨学金の返済を助成する制度を創設していただいております。令和5年度からは対象職種が拡充されましたが、対象外となっている業種もまだ多い状況で、本補助制度を利用される方の人数はまだ少ないのが現状です。

県補助金の対象業種となるためには、産業界からの要望と基金への出捐が条件となっておりますが、国要綱の改正により現在は基金への出捐がなくとも特別交付税措置が可能となっております。

つきましては、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象業種となるための条件を見直しいただき、教員や保育士などの人材不足である業種や農業や漁業などの後継者不足である業種など、さらなる対象業種の拡大と就職だけではなく対象業種での起業や創業も対象とするなど制度拡充をお願いします。

2. 買物環境確保対策について

要 旨

近年、買物弱者対策が求められる中、将来にわたり暮らし続けることができる環境の整備を図ることは大変重要です。

買物環境の確保は生活基盤の確保であるとともに、特に過疎・高齢化が進んだ中山間地域では、地域住民の憩いの場、コミュニティの維持と重要な役割を果たしています。

つきましては、買物安心確保事業により、幅広く柔軟な対応をいただいているところですが、新しく進出する小売店等に対して支援制度を拡充するなど、地域の実情等を勘案し、持続可能なまちづくりにつながるよう継続的な支援をお願いします。

3. 自治体病院の医師確保対策について

要 旨

内科医師の確保として自治医科大学と特別養成卒の卒後義務年限内の医師の県からの派遣に頼っていますが、中堅の内科医師の定着がなく若手医師の院内での指導体制の充実を図ることができない状況であり、中堅・幹部医師の確保が急がれるものの実現はできていません。

このような状況の中、鳥取県では令和5年度に「中山間地域を支える医療人材確保に向けた研究会」を設置され、中山間地域での医療人材確保の課題やその対策について協議が行われ、今後の医師確保の具体的な施策に期待するところです。

つきましては、各病院の派遣医師を確保していただくとともに、県立病院を含めた公立病院全体の安定的な病院運営のためにも、卒後義務年限内の医師派遣のみではなく、県あるいは地域による義務年限終了医師や地域医療をめざす医師の確保と派遣体制の整備を早急に講じていただきますようお願いいたします。

加えて、「中山間地域を支える医療人材確保に向けた研究会」においてこの課題の対策について検討されていますが、引き続き、関係市町村と連携・調整を進め、人材確保につながる具体的な施策を講じていただきますようお願いいたします。

4. 子育て応援市町村交付金の上限額の見直しについて

要 旨

令和6年度の制度改正により各事業や区分毎の上限額が撤廃され、合計事業費の1/2が交付されることとなりましたが、交付限度額の見直しは行われておりません。

つきましては、国の施策以外に、各町村で地域のニーズを反映しながら独自の子育て支援事業を安定的に実施する財源として、合計事業費の1/2となる交付額が確保されるよう交付限度額の引き上げをお願いします。

5. 就農応援交付金、親元就農促進支援交付金等に係る特例的な要件緩和について

要 旨

町村では、新規に就農する者を獲得し、基幹産業である農業を持続・発展させるため、生産部・JA・県と一丸となった産地体験会・就農相談会等の開催や、国・県の就農支援事業の活用により、成果が少しずつあらわれてきているところです。

しかしながら、現行の親元就農促進支援交付金において、指導者となる親の高齢化に伴い、研修直前又は研修中の親の病気・死亡等により親から子への研修が行えず、支援が受けられない事例も発生しております。

また、就農応援交付金においても、親の経営を引継ぐ場合には、原則として継承する経営基盤以外で市町村が定める所得を新たに目指すことが要件となっておりますが、親の病気・後遺障害等が生じた場合には、親が親の経営基盤を維持しながら、子が自身の経営基盤を確立することは大変困難な状況です。

つきましては、やむを得ない事情により親の経営基盤のみを引継いだ新規就農者が特例的に就農応援交付金事業を活用できるよう、要件緩和をお願いします。

6. 河川の適正な管理について

要 旨

河川区域内の草木伐採等の簡易的な維持管理については、これまで慣例的に地区住民によるボランティアとして実施されてきました。しかしながら、高齢化や過疎化が進み地元による維持管理が未実施のまま放置され、河川内の草木が生い茂っている箇所が増えています。

近年、全国各地で局地的集中豪雨が頻発する中、河川内の樹木や堆積土砂が流水を阻害することに起因する水害発生の危険性について、地域住民から不安の声があがっています。

つきましては、水害対策として河床掘削・河川伐開に鋭意取り組んでいただいているところですが、流水阻害率（3割）に囚われることなく、河川維持管理費を確保していただき、できるだけ早期に河床掘削や伐開など適切な維持管理の実施をお願いします。

加えて、河口閉塞による内水湛水や洪水時の水位上昇に伴う氾濫等を防止するため、河口閉塞対策の実施をお願いします。